

## 駐日ラテンアメリカ 関連機関代表インタビュー

### 第41回 米州開発銀行アジア事務所

田中 秀治 米州開発銀行アジア事務所長

## 日本とラテンアメリカ・ カリブ地域の架け橋として



米州開発銀行 (Interamerican Development Bank : IDB) の田中秀治アジア事務所長は、ラテンアメリカ協会のインタビューに応じ、IDB の概要や日本との関係について語った。田中所長は、1991 年大蔵省（当時）に入省、財務省での勤務に加え、在インド日本国大使館書記官や外務省国際協力局課長等の ODA に関する職務を歴任。ワシントン DC にある IDB 本部での勤務を経て 2021 年 8 月に東京にあるアジア事務所の所長に着任した。インタビューの一問一答は次のとおり。

—IDBとはどのような国際機関ですか。その組織と活動について教えて下さい。

IDB は、ラテンアメリカ・カリブ (LAC) 地域の域内加盟諸国の経済・社会発展に貢献することを目的として 1959 年に設立された国際開発金融機関です。地域向けの多国間開発金融機関としては最も長い歴史を有しており、LAC 地域の 26 か国に、米国、カナダと域外の 20 か国を加えた 48 か国から構成されています。

LAC 地域の開発ニーズに対応するため、IDB に米州投資公社 (IIC : 通称 IDB インベスト) と多数国間投資基金 (MIF : 通称 IDB Lab) を加えた 3 つの組織が一体となって IDB グループとして活動しています。IDB は、主として政府等公的部門を対象として融資、保証や技術協力をしています。IDB インベストは、民間企業への投融資やアドバイザリー・サービスを通じた技術・ノウハウの提供を行い、開発効果の高い民間プロジェクトを支援するとともに、民間金融機関との協調融資を通じ、開発分野への民間資金動員にも取り組んでいます。IDB Lab は、域内加盟諸国における民間投資の促進を図るために設置された基金であり、民間セクターに対する技術協力や小規模な投融資を通じて革新的な取り組みを支

援しています。

2021 年には、IDB グループ全体として過去最高となる 234 億米ドル (2 兆 7,600 億円) 規模の資金を LAC 地域に供給しました (承諾額ベース)。そのうちの半分以上を占める約 140 億ドル (1 兆 6,500 億円) が IDB による加盟国向けの融資等です。また、IDB インベストは総額で約 93 億ドル (1 兆 1,000 億円) の資金を供給し、IDB Lab は 1.03 億ドル (121 億円) の案件を承諾しました。

—日本はIDBとどのような関係にありますか。アジア事務所はなぜ日本にあるのでしょうか。アジア事務所に期待されている役割と活動について教えてください。

日本は、域外の加盟が認められた 1976 年からのメンバーとして、資金、人材の両面から IDB グループに貢献をしています。2005 年に韓国が加盟するまでアジアにおける唯一の加盟国であり、IDB に対する日本の出資比率は 5% と域外の中でも単独トップです。また、IDB Lab にはトップドナーとして全体の約 3 割を拠出し、先進的で実験的な取り組みを通じた LAC 地域における包摂的かつ持続的な成長の実現を支援しています。

アジア事務所は、1995 年に駐日事務所として開設

されて以来、アジアと LAC 地域を結びつける役割を果たしてきています。重要なパートナーである日本政府や国際協力機構（JICA）等との間の協力を推進していくことはもちろんですが、日本をはじめとするアジアの民間部門の LAC 地域への進出を後押しする機能も有しています。

6 億人の人口を有する LAC 地域は、資源・食料・エネルギーの一大供給地であり、地球規模の課題においても重要な位置を占めています。さらに、200 万人を超える日系人の活躍もあって対日感情も良好で、日本にとって重要なパートナーです。また、頻発する自然災害、少子高齢化の進展など、日本と LAC 地域は共通の課題を有しており、日本の知見が LAC 地域の経済・社会の発展に貢献することも期待されます。



エクアドルでは日本信託基金を通じて地震に耐える強靭なインフラ整備を支援した（写真はすべて IDB 提供）

日本としては、質の高いインフラストラクチャー、防災と保健の 3 分野を IDB との協力の柱と位置づけ、日本信託基金の活用と JICA による協調融資を軸に協力を推進しています。日本信託基金には 1988 年から累計で約 4 億ドル（472 億円）が拠出され、日本の在外公館や JICA の在外事務所とも協力しながら、650 以上のプロジェクトを実施してきました。また、JICA と IDB との間の協調融資の枠組みである CORE は、2012 年からの累計で 2,000 億円規模の実績を上げています。

一所長は昨年まで米国の首都ワシントンにある IDB 本部で勤務しておられましたが、どのような活動をしておられましたか。特に印象に残っているのはどのようなことですか。

私は、IDB 本部の CSD 局（気候変動と持続可能な成長セクター）に所属し、主として防災分野を担

当していました。日本は長年にわたり防災分野での IDB の取り組みを支援してきています。その一環として私が取り組んだのが、IDB が資金支援するインフラ案件に、気候変動・災害リスク評価のメソドロジー（簡便な評価モデル）を導入するというプロジェクトです。各プロジェクトの準備段階でメソドロジーを用いたスクリーニングを行い、リスクの程度に応じてきめ細かい対応をしていこうというものです。案件形成の早い段階でリスク評価を行うことで、プロジェクトの質を高め、結果的にコストを軽減させることができます。これは CSD 局だけではなく、インフラ局や社会局といった複数の部局を巻き込んだ取り組みであり、部局の壁を越えて意欲的な同僚と議論を重ねることができたことは良い経験になりました。他方で、任期途中から新型コロナの影響を受けて、実際のプロジェクトサイトを訪ねる機会があり恵まれなかったことは残念です。

—アジア事務所長として、どのような分野に力を入れて取り組みたいと考えておられますか。

LAC 地域は、残念ながら日本にとってまだ遠い存在です。IDB グループを知っていただくこと、同時に LAC 地域に対する関心を高めていくことが、アジア事務所としてまず取り組むべき課題と考えています。米州における IDB の知名度は極めて高く、地域の開発パートナーとして頼りにされる機関という位置づけが確立しています。日本における IDB グループの認知度はまだ高いとは言えませんが、JICA をはじめとする関係諸機関との間の強固な協力関係を基礎として、民間セクターとの関係を築いていきたいと考えています。LAC 地域の経済社会状況を反映して、IDB グループにおける民間セクター業務の比重は年々高まっており、日本の民間セクターに寄せられる期待も大きくなっています。日本の民間セクターが LAC 地域への展開を進めていく上のパートナーとして IDB グループを選んでいただくことを目指して、広報活動などに積極的に取り組んでいきたいと思っています。

民間セクターと IDB グループとの関係は、大企業に限られたものではありません。IDB Lab と JICA ではスタートアップチャレンジ “TSUBASA” を共同で実施しました。日本全国から 23 件の SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) の実現に資するソリューションが寄せられ、

その中の8件に対して事業化に向けた支援が行われています。

一現下のコロナ禍の中で、ラテンアメリカ・カリブ諸国は政治・経済・社会の各側面で大きな課題に直面していますが、IDBはこの地域の現状と今後をどう評価していますか。

LAC 地域は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)パンデミック前から様々な社会課題を抱えてきましたが、新型コロナにより改革の流れは大きく水を差されました。2020年のLAC 地域の経済成長率はマイナス7.4%と、リーマンショックや1980年代の債務危機を超える減少となり、29%の企業が倒産しました。人口10万人あたりの死亡者数は240人と他の地域を上回っており、LAC 地域はパンデミックの影響を最も受けた地域となっています。モノと人への投資も減少しました。域内の投資水準は2020年において14%減少し、158日間の対面教育の機会が失われました。パンデミックにより、貧困や不平等が一層拡大し、とりわけ女性に与える影響は甚大です。

パブリックセクターに目を向けると、パンデミックへの対応で域内各国の財政赤字が拡大しました。財政赤字幅は2019年の約3%から7.8%に拡大し、公的債務残高のGDP比は58%から72%に急上昇しています。今後財政赤字幅が縮小することも見込まれますが、財政の持続可能性には引き続き留意が必要です。

パンデミックにより、LAC 地域の社会経済はほぼ10年間逆戻りしてしまいました。その一方で、気候変動の影響もあって自然災害は激化し発生頻度も高まっています。パンデミックから抜け出す兆しが見えてきたこのタイミングであらためて構造改革に取



パラグアイの日本信託基金案件では、水の大切さや手洗い、水道設備のメンテナンスの重要性を伝えた

り組まなければ、この10年間を取り戻すことは不可能になってしまいます。

一ラテンアメリカ・カリブ諸国がコロナ禍を克服し、SDGs達成に向けて前進できるよう、IDBとしては、どのような戦略の下に支援を考えていますか。

LAC 地域の各国がコロナ禍を克服し経済発展の軌道に復帰することを支援する上で、IDBでは社会包摂、民間部門の発展、気候変動への対応を3つの柱と考えています。社会セクターでは、ジェンダーと平等に焦点を当てつつ、人材育成と公正な分配をもたらす労働市場改革に取り組むことが重要な課題です。また、域内の開発需要に対応していくためには、公的セクターだけではなく民間セクターによる資金動員が促されるよう環境整備を進めることが必要です。民間セクターの活動は、革新的なソリューションをもたらす上でも重要です。そして、地球規模の課題である気候変動は、LAC 地域にとっても喫緊の課題であり、官民をあげて取り組んでいく必要があります。

IDBは地域の各国から最も信頼される国際機関として、資金とノウハウの両面から域内各国の取り組みを支援していきます。特に気候変動については、アマゾン・イニシアティブの下で包括的な流域国支援を進めるとともに、向こう4年間で総額240億ドル(2兆8,300億円)規模の資金を供給するとの意図を表明しています。同時に、プロジェクトの効果を高め効率的に事業を行っていくために、IDB自身の改革も求められています。より柔軟で迅速な支援ツールを提供していくことや、IDBとIDBインベスト、IDB Labとの連携を強化して官民両セクターを通じた一体的で相乗効果のある支援を可能としていくことなどが課題となっています。

一IDBの今後のイベントなどの予定について教えてください。

日本を含む世界各国で新型コロナに関連した行動制限が緩和されてきていることは明るい兆しですが、2022年3月にウルグアイで予定されていたIDB総会はバーチャルでの開催となってしまいました。当面の間は、オンラインでのセミナーやワークショップを中心としていかざるを得ませんが、オンラインのメリットを活かして、IDBで取りまとめている各種レポートの紹介や、在京の大企業等と協力した投資

環境に関するセミナー等を開催していきたいと考えています。また、今年後半には、スタートアップチャレンジ“TSUBASA”的第2弾も計画されています。

人の往来が回復することが日本とLAC地域との間の関係を深めていく上で重要であることはもちろんです。将来的には、関係諸機関とも協力して日本とLAC地域との間でビジネス・サミットとでも言うべきイベントを開催し、貿易・投資の活性化に貢献していくことも可能性の1つとして考えています。

—最後に『ラテンアメリカ時報』の読者にメッセージがあれば、お願いします。

LAC地域は日本にとって国際社会における重要なパートナーであり、IDBグループはこの地域において官民双方から幅広く信頼を寄せられている国際機関です。アジア事務所では、主として経済活動の面から日本とLAC地域を結びつける架け橋の役割を果たしていきたいと願っており、読者の皆さんとともに活動する機会が来ることを楽しみにしております。

(ラテンアメリカ協会副会長 佐藤 悟)

## ラテンアメリカ参考図書案内



### 『国際法の誕生－ヨーロッパ国際法からの転換』

中井 愛子 京都大学学術出版会  
2020年11月 626頁 5,900円+税 ISBN978-4-8140-0258-0

近代国際法は欧州で西欧国家体制を基調に成立したが、非欧州諸国はただそれを受け入れ容認したのではない。集団安全保障、外交的庇護、武力行使禁止などの国際秩序のドクトリンは、西欧の植民地支配に対抗するためにシモン・ボリバルが提唱した米州公法以来ラテンアメリカ諸国が欧米に先立って創ったものであった。本書は国際法の国家責任追及手段の制限として、国家と外国人の取引に当該外国政府の外交的介入排除を定める「カルボ主義」、国家が負っている債務に債権国が武力行使して回収しようとするなどを禁止する「ドラゴ主義」などの国家への追及手段の制限が、米州の旧欧州植民地諸国の独立から端を発した一般国際法の規則・制度がラテンアメリカで生まれたことから説き起こしている。さらに外交的庇護が欧州では在外公館の治外法権や外交使節の特権・免除であったのに対し、ラテンアメリカでは政治的理由で追われ亡命を求めて来た当該領域国民を保護しようという人道的行為であるとの考えが出た。この既存の国際法になかった考えは欧州では初め適法性を欠くと言われたが、やがてラテンアメリカでは19世紀から20世紀初頭にかけて5つの地域的諸条約が結ばれ、地域的多国間条約として具現化された。同様に植民地から独立する過程で、植民地の領土確定・国境画定を尊重するという原則である「ウティ・ポシティス・ユリス」もラテンアメリカ諸国間の地域的国際法から一般国際法になっている。

本書は、これらのラテンアメリカ諸国が西欧の支配に対抗するために創った国際法が適用された事例を具体的に挙げ、国際法が西欧から発展した国際秩序であるとのこれまでの常識を覆す、大部ながら読み応えのある意欲作である。著者は、中央大学法学部卒業後ブリュッセル、パリ、東京大学で修学し法学博士号を取得、現在大阪市立大学大学院で国際法を講じる准教授。

(桜井 敏浩)